

令和2年11月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和2年11月定例教育委員会付議議案 目次

報告第22号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第54号議案	令和2年度補正予算(12月定例市議会)について-----2
第55号議案	臼杵市体育施設条例の一部改正について-----3

第55号議案

臼杵市体育施設条例の一部改正について

臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部改正について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

令和2年11月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

記

臼杵市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

臼杵市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 月 日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

臼杵市体育施設条例の一部を改正する条例

臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を削る。

別表第3中「利用」を「使用」に、「880円」を「1,320円」に、「550円」を「660円」に、「8,800円」を「13,200円」に、「5,500円」を「6,600円」に、「110円」を「150円」に、「2階ミーティング室」を「1階ミーティング室」に、「220円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

臼杵市諏訪山体育館の改修工事の完了に伴い、施設使用料の改定を行うため。